

2022 年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項  
研究留学生（大学推薦）【一般枠】

大学推薦による国費外国人留学生（研究留学生）【一般枠】を以下のとおり募集する。

1 応募者の資格及び条件

(1) 対象

大学院レベルの外国人留学生として、新たに海外から留学する優秀な者（※）。

（※）現在、社会人の者は最終学歴の学業成績、在學生は現在在籍する課程の学業成績が 2.30 以上であり、奨学金支給期間中の在籍課程においてもこれを維持する見込みがある者をいう。さらに下記「(6) 語学能力」のいずれかの条件を満たす者をいう。学業成績係数の算出方法については、以下参照。

区 分	成 績 評 価				
		優	良	可	不可
4段階評価		A	B	C	F
4段階評価		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価	S	A	B	C	F
5段階評価	A	B	C	D	F
5段階評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

(2) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は、原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時まで外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

(3) 年齢

原則として、1987 年 4 月 2 日以降に出生した者。

(4) 学歴

広島市立大学大学院博士課程（前期）又は博士課程（後期）の入学資格を有する者（入学時点でこの条件を満たす見込みの確実な者を含む）。入学資格は本学のウェブサイト等を確認すること。

(5) 専攻分野

大学において専攻した分野又は関連した分野とし、広島市立大学で研究が可能な分野であること。

(6) 語学能力

日本語又は英語のいずれかの能力を有する者として、以下のいずれかの条件を満たす者。

○日本語

- ① 正規課程への入学時点で日本語能力試験（JLPT）のレベル N2 以上に合格している者。

- ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、日本語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の日本語能力を有していると広島市立大学において判断できる者。

○英語

- ① 正規課程への入学時点で英語におけるヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）の B2 相当以上の資格・検定試験のスコアを有している者。
- ② 日本の大学院修士課程・博士課程（前期）又は博士課程（後期）への入学資格を満たす教育課程を、英語を主要言語として修了した者。
- ③ ①相当以上の英語能力を有していると受入大学において判断できる者。

(7) 健康

日本留学について心身ともに支障がない者。

(8) 渡日時期

原則として 2022 年 10 月 1 日までに渡日可能な者。

(9) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規に取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」、「定住者」等）を有している場合であっても「留学」に変更の上、新規渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

(10) 対象外

次に掲げる事項に一つでも該当する者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 広島市立大学の指定する期日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。ただし、奨学金支給最終月の翌月から奨学金支給開始月までに 3 年以上の学業又は職務経歴がある者、又は最後に受給した日本政府（文部科学省）奨学金が日本語・日本文化研修留学生（帰国後に在籍大学を卒業した又は卒業見込みのある者に限る）、日韓共同理工系学部留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生のいずれかであった者はこの限りではない。なお、文部科学省学習奨励費（MEXT Honors Scholarship）は日本政府（文部科学省）奨学金留学生にあたらないため、過去に受給歴があっても応募可能。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の 2022 年度奨学金支給開始のプログラムとの重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。
- ⑥ 奨学金支給開始後に日本政府（文部科学省）以外の機関（自国政府機関を含む）から奨学金を受給することを予定している者。
- ⑦ 「卒業見込みの者」であって、所定の期日までに学歴の資格及び条件が満たされない者。

- ⑧ 申請時に二重国籍者で、渡日時まで日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑨ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。
- ⑩ 非正規生のみで正規課程への進学を目的としない者。博士課程修了者については、学位取得を目的としない者。

#### (1 1) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、卒業後も留学した大学と緊密な連携を保ち、卒業後のアンケート調査等にも協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力することで、自国と日本との関係の促進に努めること。

## 2 奨学金支給期間

奨学金支給期間は渡日後に在籍する課程によって以下のように異なる。

- (1) 渡日後、研究生（非正規生）として在籍する場合は、原則として以下の通りとする。  
2022年10月から2024年3月までの最長1年6か月
- (2) 渡日後、大学院修士課程又は博士課程に在籍する場合は、それぞれの正規の課程を修了するのに必要な期間（標準修業年限）とする。
- (3) 研究生（非正規生）から大学院の正規課程に、あるいは大学院修士課程から博士課程に進学希望の者で、一定の基準を満たす、特に成績優秀な者については、進学に伴う奨学金支給期間の延長申請を行い、文部科学省の審査により奨学金支給期間の延長が承認されることがあるが、全員が必ず認められるものではなく、以下の点に留意すること。
  - ① 奨学金支給期間の延長が認められるに当たっては、延長申請に採用され、かつ進学希望の大学院の正規課程の試験に合格し、進学することが条件となる。
  - ② 研究生（非正規生）としての奨学金支給期間を延長することはできない。
  - ③ 延長申請の承認を受けずに上位課程に進学する者は、奨学金の支給を取り止める。（ただし、私費外国人留学生として進学又は在籍することは可能。）
  - ④ 研究生等（非正規生）から大学院の正規課程へ進学する場合及び大学院修士課程から博士課程に進学する場合、他大学の大学院への進学は認めない。（ただし、私費外国人留学生として他大学へ進学することは可能。）

## 3 奨学金等

### (1) 奨学金

在籍課程に応じ以下の額を支給する。日本政府の予算状況により各年度で金額は変更される場合がある。ただし、大学を休学または長期に欠席した場合、奨学金は支給されない。

- ① 研究生（非正規生） 月額 143,000 円
- ② 修士課程 月額 144,000 円
- ③ 博士課程 月額 145,000 円

### (2) 旅費

## ① 渡日旅費

文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から広島市立大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日時に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄りを除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。

## ③ 帰国旅費

文部科学省は、原則として研究を終了し、上記「2. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、広島市立大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「4. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。また、奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する場合（例：日本での進学、就職）、一時帰国する際の帰国旅費は支給しない。

## (3) 教育費

本学における入学検定料、入学金及び授業料等は徴収しない。

## 4 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、これまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁固に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績等不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位の課程に進学したとき。
- ⑨ 当該大学を退学したとき又は他の大学院に転学したとき。

## 5 推薦手続き及び選考

- (1) 広島市立大学は、応募書類により候補者を選考し、文部科学省に推薦する。
- (2) 文部科学省は、広島市立大学から推薦された候補者を審査のうえ、日本政府奨学金受給外国人留学生としての採用を決定し、広島市立大学に通知する。
- (3) 入学許可は、文部科学省の通知に基づき、6月に本人に通知する。

## 6 提出書類等

以下の書類を**2022年1月28日(金)まで**に(必着)、メール添付にて広島市立大学国際交流推進センターに提出すること。※後日、郵送が必要となる可能性もある

- (1) 申請書(写真要貼付)【別紙様式6】
- (2) 専攻分野及び研究計画【別紙様式7】
- (3) 国籍身分を証明する書類(例:パスポートの写し、本国の戸籍謄本、市民権等の証明書の写し)
- (4) 最終出身大学(学部又は大学院)および現在在籍している課程の成績証明書(出身大学で発行したものの)
- (5) 最終出身大学(学部又は大学院)の卒業(見込)証明書または学位記
- (6) 最終出身大学において優秀であることを証明する学業成績  
(例:GPA、ABCのクラス分け、具体的な順位(○人中第○位)等、最終出身大学又は大学院における成績が明確に判る指標)
- (7) 所属大学等の研究科長レベル以上の推薦状(広島市立大学長あてのもの)
- (8) 論文概要等(論文内容を簡潔にまとめたもの)
- (9) 「1.(6)語学能力」のいずれかの条件を満たす根拠となる書類(例:TOEFL、IELTS、JLPT等の証明書)
- (10) 広島市立大学にて希望する指導教員氏名(希望順に3名)  
提出先: [iepc@m.hiroshima-cu.ac.jp](mailto:iepc@m.hiroshima-cu.ac.jp)

### 【書類作成にあたっての留意事項】

- (1) 写真は最近6か月以内に撮影したもので4.5×3.5 cm、上半身、正面、脱帽、裏面に国籍及び氏名を記入し申請書所定の場所に貼付のこと。電子データの貼付可。
- (2) 書類は、日本語または英語により作成すること。その他の言語により作成する場合は、日本語による訳文を必ず添付すること。可能な限り文書作成ソフト等を用いて全てA4判に統一して作成すること。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 提出書類の内容について、申請者は責任を持って確認すること。上記の申請書類がすべて完全にかつ正確に記載されていない場合、又は付属書類が完全に揃っていない場合は審査に付さない。(採用以降に不備又は虚偽の記載が判明した場合は採用を取り消すことがある。)
- (5) 提出期日(当日必着)を過ぎたものは、一切受理しない。

## 7 注意事項

- (1) 留学生は渡日する前に、奨学金支給期間、奨学金支給条件、渡日時期及び渡日方法（留学査証の取得方法等）について十分に理解しておくこと。また、渡日に先立ち、日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ研究しておくこと。
- (2) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意すること。
- (3) 渡日後、留学生は必ず国民健康保険に加入すること。
- (4) 奨学金支給対象者として採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス）を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学修了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために、公表する場合がある。  
国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。特別な事情がある場合を除き、本取扱について承諾する者を、国費外国人留学生として採用する。
- (5) この募集要項等に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は日本政府が別に定める。

## 8 提出先及び問い合わせ先

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東3丁目4-1

広島市立大学 国際交流推進センター

電話：082-830-1784

FAX：082-830-1529

Eメール：iepc@m.hiroshima-cu.ac.jp